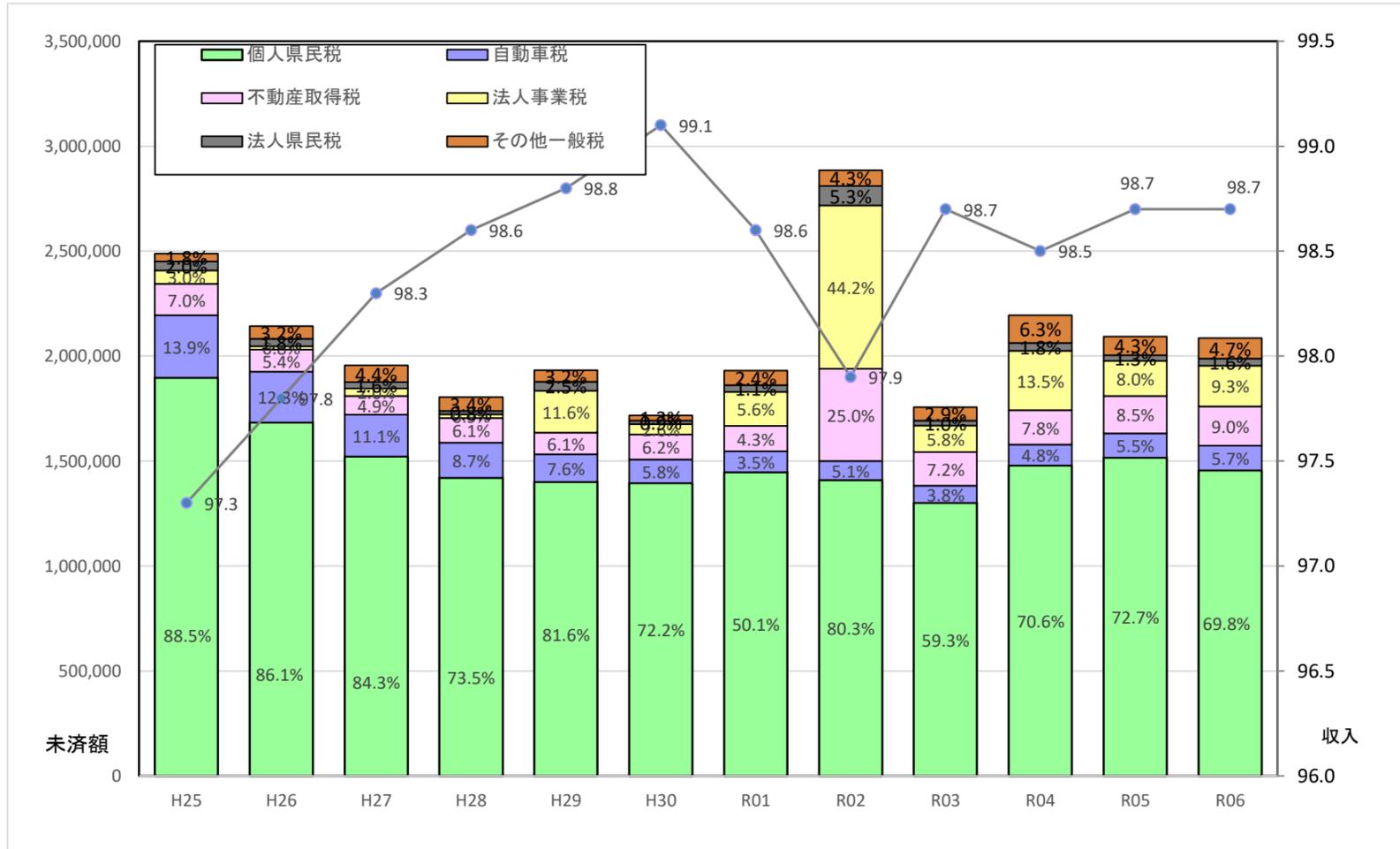


県税収入率及び未済額割合の推移



県税収入率及び未済額の推移

単位: 千円、%

税目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
収入率 (県税)	97.3	97.8	98.3	98.6	98.8	99.1	98.6	97.9	98.7	98.5	98.7	98.7
収入率 (個人県民税)	93.7	94.6	95.3	95.8	96.1	96.3	96.3	96.6	96.7	96.5	96.4	96.4
収入率 (自動車税)	97.4	97.9	98.4	98.6	98.9	99.2	99.3	99.3	99.4	99.4	99.3	99.3
個人県民税	1,896,426	1,684,234	1,521,059	1,419,366	1,401,269	1,395,141	1,446,041	1,409,988	1,300,891	1,478,415	1,517,011	1,455,692
自動車税	297,295	240,679	200,620	168,960	130,289	112,760	99,795	90,121	82,406	99,691	115,249	118,244
不動産取得税	149,531	105,904	88,289	116,971	104,069	118,902	122,690	439,901	159,041	163,584	177,693	186,921
法人事業税	64,549	16,492	36,456	17,799	199,227	49,617	161,221	777,214	127,779	283,230	166,838	193,312
法人県民税	43,106	34,551	29,212	15,487	42,787	16,590	31,217	92,403	22,197	38,485	27,384	33,768
その他一般税	37,661	61,801	80,141	65,971	54,554	23,595	70,171	75,021	64,532	130,912	89,629	98,224
県税合計	2,488,568	2,143,661	1,955,777	1,804,554	1,932,195	1,716,605	1,931,135	2,884,648	1,756,846	2,194,317	2,093,804	2,086,161

※ 個人県民税は均等・所得割のみ

※ 自動車税は、令和元年10月から自動車税種別割と合算

参 考

NO! 滞納 県税・市町村税は沖縄県民の貴重な財源です。
税金は私達の生活のさまざまな場面で使われています。

税金を納めてみんなでゆいま～る

納メエ～忘れは
ありませんか？

子育て・教育

消防・警察

医療・福祉

公園・文化施設
道路・橋

ヤギの「おさメエ」

県税・市町村税 徴収強化月間

2024.11.1 ▶ 12.27

徴収の猶予のご相談は
県税事務所または
各市町村の窓口まで

沖縄県と市町村は、正確に税の公平・公正を確保するために全県一斉に徴収を強化します。
催告しても納めない滞納者に対し、財産の差押など滞納処分を行います。

納税は電子決済で！詳しくは「地方税お支払いサイト」へ!!

沖縄県・県内41市町村

令和6年度 納税推進月間チラシ
表面

参 考

税金はきちんと納めましょう **NO! 滞納**

納付期限を過ぎると、
財産の**差押**など滞納処分を行います。

給与・預貯金 自動車・オートバイ 不動産

2024. **11.1** - **12.27**

県税・市町村税 徴収強化月間

沖縄県と市町村は、連携して税の公平・公正を確保するために全県一斉に徴収を強化します。
催告しても納めない滞納者に対し、財産の差押など滞納処分を行います。

県税・市町村税は沖縄県民の貴重な財源です。
子育て・教育 医療・福祉 消防・警察
公園・文化施設 道路・橋

期限内の納税が困難な場合は裏面の各機関にご相談ください。

税金は様々な場面で使われています。社会を支えていくために、税金は納付期限内に納めましょう。

◎ 沖縄県・県内41市町村

裏面

■徴収強化月間周知用チラシ/B5(裏)

県税・市町村税は納期内に納めましょう。

県税のお問い合わせ先

● 那覇県税事務所 (自動車税班) 098-867-1377 (納税班) 098-867-1387	● コザ県税事務所 (自動車税班) 098-894-6502 (納税班) 098-894-6503
● 名護県税事務所 0980-52-5138 ▶ 0980-52-2824	● 宮古事務所県税課 0980-72-2553 ● 八重山事務所県税課 0980-82-3045 ● 自動車税事務所 098-879-1621

市町村税のお問い合わせ先

● 那覇市 (納税課) 098-861-6902	● 嘉手納町 (税務課) 098-956-1111
● 宜野湾市 (納税課) 098-893-4411	● 北谷町 (税務課) 098-936-1234
● 石垣市 (納税課) 0980-87-9041	● 北中城村 (税務課) 098-935-2243
● 浦添市 (納税課) 098-876-1234	● 中城村 (税務課) 098-895-2133
● 名護市 (税務課) 0980-53-1212	● 西原町 (税務課) 098-945-4729
● 糸満市 (税務課) 098-840-6129	● 八重瀬町 (税務課) 098-998-9593
● 沖縄市 (納税課) 098-939-1212	● 与那原町 (税務課) 098-945-4477
● 豊見城市 (納税課) 098-850-0242	● 南風原町 (税務課) 098-889-0523
● うるま市 (納税課) 098-973-1099	● 座間味村 (総務課) 098-987-2311
● 宮古島市 (納税課) 0980-73-5229	● 渡嘉敷村 (総務課) 098-987-2321
● 南城市 (税務課) 098-917-5328	● 読名喜村 (総務課) 098-989-2002
● 国頭村 (住民課) 0980-41-5877	● 粟国村 (総務課) 098-988-2016
● 大宜味村 (財務課) 0980-44-3002	● 南大東村 (総務課) 09802-2-2001
● 東村 (住民課) 0980-43-2203	● 北大東村 (総務課) 09802-3-4001
● 今帰仁村 (住民課) 0980-56-2102	● 伊平屋村 (会計課) 0980-46-2834
● 本部町 (住民課) 0980-47-5629	● 伊是名村 (総務課) 0980-45-2001
● 恩納村 (税務課) 098-966-1206	● 久米島町 (税務課) 098-985-7127
● 宜野座村 (村民生活課) 098-968-8535	● 多良間村 (税務会計課) 0980-79-2502
● 金武町 (税務課) 098-968-2112	● 竹富町 (税務課) 0980-83-4861
● 伊江村 (住民課) 0980-49-2316	● 与那国町 (総務課) 0980-87-3571
● 読谷村 (税務課) 098-982-9206	

県または市町村から送付される納付書により、
納期内に納めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

徴収強化月間のポスターとチラシの基本枚数及び納品先・部数

納品先		納品部数	
		ポスター	チラシ
市町村	1 那覇市	2 枚	1,200 枚
	2 宜野湾市	26 枚	2,000 枚
	3 石垣市	2 枚	1,500 枚
	4 浦添市	43 枚	4,041 枚
	5 名護市	65 枚	155 枚
	6 糸満市	110 枚	150 枚
	7 沖縄市	42 枚	500 枚
	8 豊見城市	55 枚	1,000 枚
	9 うるま市	75 枚	200 枚
	10 宮古島市	7 枚	500 枚
	11 南城市	79 枚	400 枚
	12 国頭村	24 枚	121 枚
	13 大宜味村	17 枚	50 枚
	14 東村	8 枚	200 枚
	15 今帰仁村	21 枚	350 枚
	16 本部町	19 枚	400 枚
	17 恩納村	18 枚	400 枚
	18 宜野座村	9 枚	58 枚
	19 金武町	7 枚	210 枚
	20 伊江村	11 枚	100 枚
	21 読谷村	32 枚	200 枚
	22 嘉手納町	10 枚	100 枚
	23 北谷町	13 枚	50 枚
	24 北中城村	18 枚	900 枚
	25 中城村	26 枚	1,000 枚
	26 西原町	71 枚	700 枚
	27 八重瀬町	78 枚	1,070 枚
	28 与那原町	52 枚	350 枚
	29 南風原町	30 枚	400 枚
	30 座間味村	1 枚	50 枚
	31 渡嘉敷村	2 枚	390 枚
	32 渡名喜村	1 枚	20 枚
	33 粟国村	4 枚	500 枚
	34 南大東村	3 枚	800 枚
	35 北大東村	1 枚	350 枚
	36 伊平屋村	10 枚	125 枚
	37 伊是名村	10 枚	100 枚
	38 久米島町	33 枚	600 枚
	39 多良間村	2 枚	100 枚
	40 竹富町	1 枚	100 枚
	41 与那国町	2 枚	100 枚
沖縄県	1 税務課	240 枚	0 枚
	2 那覇県税事務所	5 枚	500 枚
	3 コザ県税事務所	5 枚	500 枚
	4 名護県税事務所	2 枚	300 枚
	5 自動車税事務所	2 枚	1,000 枚
	6 宮古事務所県税課	3 枚	50 枚
	7 八重山事務所県税課	3 枚	100 枚
48箇所	基本枚数	1,300 枚	23,990 枚

■強化月間周知用のぼり(500x1800mm)



■公売会周知用のぼり(500x1800mm)



11月と12月は県税・市町村税の徴収強化月間です！！

ページ番号1022986 更新日 2024年10月2日

誰一人取り残すことのない優しい社会実現のために！！

私たちの社会は、一人一人の「ちむぐくる」「ゆいまーる」でなりたいです。

沖縄県と県内41市町村では、**11月1日から12月27日まで**の2か月間を「**県税・市町村税徴収強化月間**」と位置づけ、「自主財源の確保」と「公平・公正な税負担の実現」のため、県民の皆様に対して、さらなる納税意識の高揚を図る取り組みを行います！！

前年度(令和5年度)の**県税収入率は、98.7パーセント！！**ほとんどの納税者が、税負担を重く感じながらも、その大切さを理解して納税されています。

我々徴税吏員は、そのような方々の思いを背負い、責任をもって滞納整理に取り組んでいます。

催告をしてもまだ納めていない方々については、銀行への預金や勤務先への給与の照会などを行い、連絡や納付がない場合には予告なしに差押えることがありますので、県や市町村から送付された納付書で早めに納付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

税金を納めることが難しい事情のある方は、県税事務所や市町村の担当窓口へご相談ください(連絡先は、下記に掲載しています)。

令和6年度 沖縄県内市町村・沖縄県 不動産合同公売

ページ番号1021736 更新日 2024年10月15日

下記のとおり、沖縄県と市町村による**不動産合同公売**を実施します。

1 日時、場所等

(1) 公売の方法: 期間入札

入札期間 令和6年**10月16日(水曜日)**から令和6年**10月18日(金曜日)**まで

- ※各日とも**午前10時**から**午後3時**まで
- ※**入札締切**は、令和6年**10月18日(金曜日)午後3時**となります。
- ※**郵送**による入札の場合も**令和6年10月16日(水曜日)午前10時**から**令和6年10月18日(金曜日)午後3時**までの間に**必着**となりますので、ご注意ください。

(2) 入札の場所(入札書の送付先)

〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号

沖縄県中部合同庁舎 1階 コザ県税事務所(電話 098-894-6503)

(3) 開札の日時および場所

日時: 令和6年10月24日(木曜日)午前10時30分

場所: 沖縄県中部合同庁舎 4階会議室

(4) 売却決定の日時および場所

日時: 令和6年11月14日(木曜日)午前10時00分

場所: 沖縄県コザ県税事務所 又は各市町村役所・役場

(各執行機関が公売公告で指定する場所)

(5) 買受代金の納付期限および納付方法

期限: 令和6年11月14日(木曜日)午後2時00分

方法: 各執行機関が指定した口座へ振込み

2 公売広報誌

公売手続の流れ、入札参加や公売保証金の納付に当たっての注意事項、入札書などの記載例などは、公売広報誌で必ずご確認ください。

沖縄県及び県内41市町村は、平成29年度課税分から、原則全ての事業主を特別徴収義務者に指定することを一斉に実施します。

「従業員の給与から所得税は源泉徴収しているけど、個人住民税は天引き（特別徴収）していない」ということはありませんか？まだ個人住民税を特別徴収していない事業主の方は、特別徴収への移行をお願いします。

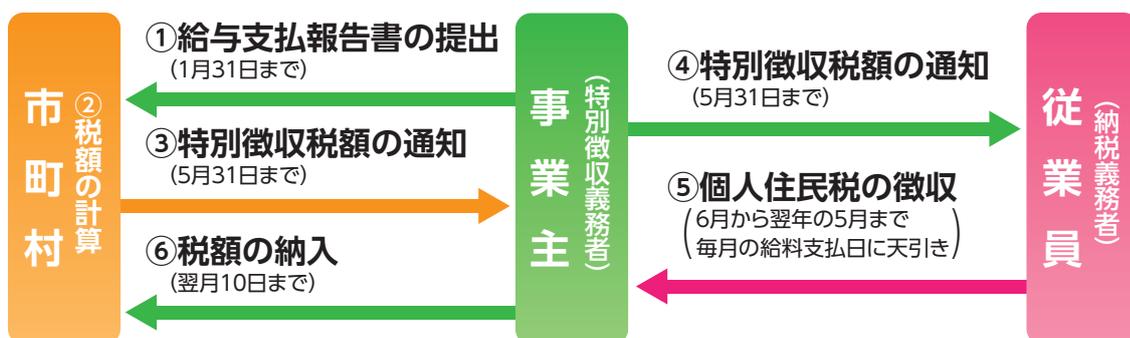


個人住民税の特別徴収とは

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納入していただく制度です。

事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

個人住民税の特別徴収のしくみ



※土日、祝日と重なる場合は次の平日

従業員の皆さまへ

- 毎月、給料から天引きされるため納め忘れがありません。
- 一人ひとりが每期ごとに金融機関に向く手間を省くことができます。
- 1年分の税額を12回に分けるため、1回あたりの納付額が少なくなります。（普通徴収は年4回）従業員の方は、特に手続きをする必要はありません。

事業主の皆さまへ

- 所得税と異なり、税額計算や年末調整の必要はありません。
- 従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回にすることができます。事業主が毎年1月31日までに提出することとなっている給与支払報告書を各市町村の住民税担当課へ提出すると、5月中に各市町村から特別徴収税額の通知があり、6月から特別徴収を開始します。

年度途中に従業員の雇用、退職等があった場合

年度途中に従業員を雇用し特別徴収を開始する場合、又、従業員が退職し特別徴収ができなくなる場合は、翌月10日までに所定の書類（異動届等）を各市町村の住民税担当課に提出する必要があります。詳しくは、各市町村の住民税担当課へお問い合わせください。

お問い合わせ

特別徴収の手続きについて…各市町村住民税担当課

県の取組について…県市町村課098-866-2134、県税務課098-866-2101

個人住民税の特別徴収に関するFAQ

1 個人住民税の「特別徴収」とはどんな制度ですか？

所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）が、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員（納税義務者）に代わり市町村に納入していただく制度です。

2 なぜ特別徴収をしなくてはいけないのですか？

所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収することが法律により義務づけられています。

【関係法令】 地方税法第321条の3第1項及び地方税法第321条の4第1項
各市町村条例

3 特別徴収の対象となる給与所得者はどのような人ですか？

従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業者は原則として特別徴収しなければなりません。従業員には、パート、アルバイト、役員等が含まれます。ただし、理由により特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる方については、特別徴収を行う必要はありません。

（特別徴収を行う必要がない場合の例）

- a. 常時2人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人のみの事業所
- b. 給与の支給期間が1月を超える者（例：2月に1回給与が支給される者）
- c. 1月以上外国航路を航行し、慣行として不定期に給与の支払を受ける者
- d. 退職予定者（5月1日までに退職予定の者）
- e. 税額が支給給与額を上回るため、給与から天引き（特別徴収）できない者
- f. 二箇所以上の事業所から給与が支給され、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出を要しない者
- g. 事業に従事している者で、事業主と生計を一にしている配偶者その他の親族

※詳しくは市町村住民税担当課までお問い合わせください。

4 アルバイト・パート従業員が多いのですが、すべての従業員を特別徴収しなくてはならないのですか？

従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業主は原則として特別徴収しなければなりません。

したがって、アルバイト、パート等の従業員の方であってもこの要件に当てはまる場合は特別徴収することになります。

※ただし、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる方については、特別徴収を行う必要がない場合があります。（質問3参照）詳しくは市町村住民税担当課までお問い合わせください。

5 従業員の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？

しなければなりません。ただし、従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業所の場合は市町村に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度（「納期の特例」）を利用できます。

6 これまで特別徴収しなくても問題はなかったのに、なぜ強制されるのですか？

法令改正等があったわけではなく、今までも要件に該当する事業者の皆さまには特別徴収をしていただく必要があったのですが、徹底されていませんでした。これからは、法令遵守の立場から特別徴収を行っていただくよう積極的に取り組みを行ってまいります。

また、平成19年度に所得税から住民税への税源移譲が行われ、多くの方は個人住民税額が増加したため、年4回で納税する普通徴収よりも、年12回で納税する特別徴収に切り替えたいとする要望が増えてきているからです。

7 特別徴収を始める場合、事務が複雑になったり、大変になったりしませんか？

事業主の皆さまに行っていただく主な事務は、

- 1 毎月の給与から各市町村が通知した税額を引き去り、
- 2 引き去りした税額を翌月の10日までに各市町村に納入し、
- 3 従業員の就職、退職があれば各市町村に連絡をする、というものです。

所得税のように税額の計算や年末調整などを行う必要はありませんので、難しいものではありません。

8 従業員から普通徴収（本人納付）で納めたいと言われるのですが？

地方税法及び市（町・村）条例で、原則として所得税を源泉徴収している事業主の方は、従業員の個人住民税の特別徴収をしなければならないこととされています。

そのため従業員の方が個々に徴収区分を選択することは認められていません。

9 「特別徴収」、「普通徴収」は事業主が選択できるのではないのですか。

法令では、事業者の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません。従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業者は原則として特別徴収しなければなりません。したがって、希望ではなく条件による判断となりますのでご理解ください。

10 職種柄、従業員の就退職が激しいため、他市町村では普通徴収にしているの で、同様をお願いします。

特別徴収義務者の指定は、地方税法第321条の4の規定によるものです。
就退職が多いことを理由に、普通徴収にすることはできません。

11 特別徴収の手続きはどうなりますか。

特別徴収開始までには以下の手続きが必要となります。

- 1 1月末日までに市町村住民税担当課へ給与支払報告書を提出してください。
- 2 市町村住民税担当課において個人住民税の税額を計算します。
- 3 個人住民税の特別徴収義務者に対して、5月中旬までに「特別徴収税額の決定通知書」を送付します。
- 4 特別徴収税額の通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく個人住民税額が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収（天引き）してください。
- 5 徴収（天引き）した個人住民税は、翌月の10日までに市町村住民税担当課または金融機関にて納入してください。

※新たに特別徴収への切り替えを希望される場合の手続きについては、市（町・村）住民税担当課へお問い合わせください。

12 特別徴収を行った従業員が退職・転勤・休職した場合はどうなりますか？

いずれの場合も「給与所得者異動届出書」を提出（翌月10日期限）してください。（特別徴収税額が0円の方や、個人住民税を既に納入済みの方についても提出してください。）

退職した場合は、退職の時期によって取扱いが異なります。

・6月1日から12月31日までの間に退職した場合

退職日までに支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収税額を上回り、かつ、退職者から一括徴収の申出があったときは、未徴収税額の全額を給与又は退職手当等から徴収してください。それ以外の場合は、未徴収税額を普通徴収で納めることとなります。

・翌年の1月1日から4月30日までの間に退職した場合

その年の5月31日までに支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収税額を上回る場合は、退職者からの申出によらず、未徴収税額の全額を給与又は退職手当等から一括して徴収しなければなりません。

※5月に退職した場合は、当該月の給与又は退職手当等から忘れずに徴収してください。

※具体的な手続については、市町村住民税担当課までお問い合わせください。

令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業企画提案公募実施要領

1 趣旨

令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業を実施することに伴い、最も効果的・効率的に事業を実施することができる事業者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 委託事業の内容

- (1) 事業名：令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業
- (2) 事業期間：令和7年9月19日から令和8年1月31日まで
- (3) 業務内容：次に掲げるとおり。詳細は、令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業企画提案仕様書を参照のこと。
 - ① 徴収強化月間用ポスターの制作及び配布
 - ② 徴収強化月間周知用チラシの制作及び配布
 - ③ 徴収強化月間周知用のぼりの制作及び配布
 - ④ 公売会周知用のぼりの制作及び配布
 - ⑤ 個人住民税の納期内納付促進ポスター（強力マグネット式）
 - ⑥ 徴収強化月間のラジオコマーシャルの制作及び放送
 - ⑦ 個人住民税の広報アナウンス音源の制作及び配付
 - ⑧ 新聞紙面広告掲載
 - ⑨ インターネットを活用した広報
 - ⑩ 独自の企画による納期内納付、徴収強化月間、納税の猶予等の周知に関する広報

3 委託料

令和7年度予算の範囲内の額とする
(契約予定上限額：358万円以内（消費税及び地方消費税を含む。）)

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 沖縄県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、委託の対象となる業務に相当する実績があること。
- (3) 事業期間内に委託の対象となる業務を履行できる専門的な技術、手法、情報及び経験を有し、かつ、業務の実施体制が十分であること。
- (4) 委託の対象となる業務を確実に遂行できること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成

16年法律第75号) に基づく破産手続開始の申立てがなされていないものであること。

- (7) 国及び沖縄県より指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (11) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (12) 労働関係法令を遵守していること。

5 委託業者の選定等

(1) 審査方法

委託業者の選定は、次のとおり行う。

① 書類審査

提出された企画提案書及び見積書について、審査員による評価を行って、上位3者を選考する。ただし、企画提案書の提出業者が3者以内の場合は、資格審査のみ行う。

② 企画提案競技会

書類審査で選考した3者について、企画提案競技（プレゼンテーション）を行う。

(2) 選定

企画提案競技の結果を踏まえ、総合的な観点から、最も効果的かつ効率的な業務の実施が可能と認められる者を選定する。

(3) 結果通知

- ① 書類審査の結果については、応募者全員に電子メールを使用し書面で通知する。ただし、応募者名、点数及び順位は非公開とする。
- ② 企画提案競技会の選定結果については、競技会参加者全員に電子メールを使用し書面で通知する。ただし、審査結果（得票数及び順位）については非公開とする。
- ③ 審査内容及び経過は非公開とする。

6 スケジュール

(1) 説明会

- ① 日 時：令和7年8月12日（火）10時から
- ② 場 所：沖縄県庁5階第1会議室
- ③ 申込期限：令和7年8月8日（金）13時まで

※ 説明会参加申込書を、申込期限までに事務局（沖縄県総務部税務課企画徴収班 担当：山内）あてFAXにて提出すること。

(2) 質疑応答

- ① 受付期限：令和7年8月18日（月）12時まで
- ② 質問方法：メールで事務局宛てに送付すること。件名は、「令和7年度県税

徴収促進のための広報宣伝委託事業企画提案（質疑）」とすること。

- ③ 回答方法：令和7年8月19日（火）までに税務課ホームページに掲載する（質疑内容及び回答のみ公表し、質疑者は非公開とする。）。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限：令和7年9月1日（月）**12時必着**

- ② 提出書類：次に掲げる書類を提出すること。

ア 企画提案書：事務局用1部（表紙に社名を記載、会社概要を添付。）

審査員用5部（表紙及び内部資料は全て社名を伏せる。）

イ 見積書：事務局用1部（宛名は沖縄県知事とし、社名及び代表者名を記載のうえ、代表者印を押印すること。）

審査員用5部（社名は伏せること。）

※ 見積書は、企画提案書と別葉にすること。

ウ 誓約書：1部 別添参照（様式1及び様式1-2）

- ③ 提出方法：事務局（沖縄県総務部税務課企画徴収班）に、別添チェックリストと一緒に、直接提出すること。

(4) 審査会等

- ① 書類審査

ア 日時：令和7年9月2日（火）から9月4日（木）まで

イ 結果通知：令和7年9月5日（金）13時

- ② 企画提案競技会

ア 日時：令和7年9月10日（水）10時から

イ 場所：沖縄県庁5階第1会議室

ウ 所要時間：プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分とする。

エ 結果通知：令和7年9月11日（木）

オ 企画提案書提出の際にはビデオ、音声テープ等の提出は不要だが、プレゼンテーションではそれらを利用してよい。ただし、プロジェクター及びスクリーン以外の必要な機材は各自で準備すること。

7 委託業者の決定について

審査会等において第1順位に選定された業者は、沖縄県総務部税務課と詳細事項を協議の上、具体的な内容及び費用等を決定し、沖縄県と契約を締結する。

第1順位の業者と契約の締結に至らなかった場合は、第2順位の業者と同様の協議等を行い、契約を締結する。

8 契約について

- (1) 審査会により選定された受託候補者は、沖縄県総務部税務課と詳細事項を協議のうえ、具体的な内容、費用等を決定し、沖縄県と契約を締結する。

- (2) 契約に当たっては、沖縄県財務規則第101条に定めるところにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、その全部又は一部を免除することがある。

9 著作権

- (1) 本委託事業の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属し、沖縄県の許可を得ずに公表し、貸与し、又は使用してはならない。
- (2) 本委託事業の実施に当たり、第三者の著作権等その他の権利を侵害した場合には、受託者の責任と費用をもって処理することとする。

10 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する経費及び参加申込に要する経費は、参加者の負担とし、提出物は返却しない。
- (2) 採用された企画提案については、実施段階において、予算や諸般の事情等により変更することがある。
- (3) 企画提案は、1事業者当たり1件とする。

11 企画提案書等の提出及び問合せ先（事務局）

沖縄県総務部税務課 企画徴収班 担当：山内
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号（県庁5階）
電 話：098-866-2101
F A X：098-866-2709
E-mail：aa007005@pref.okinawa.lg.jp

(様式1)

令和 年 月 日

誓 約 書

沖縄県知事 殿

住 所

法 人 名

代表者名

印

「令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業」企画提案公募への参加申請を行うにあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- 3 沖縄県暴力団排除条例第2条（平成23年条例第35号）第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 4 県税、消費税及び地方消費税並びに市町村税の滞納がないこと。
- 5 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- 6 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- 7 労働関連法令を遵守していること。

※注1 コンソーシアムの場合は、すべての構成員について提出が必要です。

※注2 誓約書には別添「参加資格要件確認書類」に記載の書類を添付してください。

(誓約事項 7 関係)

主な労働関係法令

- (1) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働契約法 (平成 19 年法律第 128 号)
- (3) 最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭和 47 年法律第 113 号)
- (5) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成 5 年法律第 76 号)
- (6) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成 3 年法律第 76 号)
- (7) 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和 60 年法律第 88 号)
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和 35 年法律第 123 号)
- (10) 労働組合法 (昭和 24 年法律第 174 号)
- (11) 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号)
- (13) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)
- (14) 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)

(別 添)

参加資格要件確認書類

参加資格要件の確認のため、以下の書類を添付してください。

1 県税、地方消費税及び市町村税を滞納していないことが確認できる書類。

- 都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書
(発行後、3か月以内のもの)
- 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書
(発行後、3か月以内のもの)
- 市町村が発行する市町村税に未納がないことの証明書
(発行後、3か月以内のもの)

2 労働保険に加入していることが確認できる書類 (加入義務がない場合を除く)

- 申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

(例)

- ・労働局からの領収済通知書 (領収印があるもの)
- ・納付書・領収証書 (領収印があるもの)
- ・口座振替結果のお知らせ (申請者名が入っている部分を含む)
- ・労働保険事務組合からの領収書等
- ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等

3 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類

(加入義務がない場合を除く)

- 申請日直近の、厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

(例)

- ・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
- ・納付書・領収証書 (領収印があるもの)
- ・領収済通知書 (領収印があるもの)
- ・社会保険料納入証明書
- ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等

4 社会保険に加入義務がないことについての申出書 (加入義務がない場合)

- 別添P2「様式1-2」

社会保険に加入義務がないことについての申出書

沖縄県知事 殿

住 所
法 人 名
代表者名

印

社会保険に加入義務がない理由は、下記のとおりです。

記

1 労働保険に加入義務のない理由

(該当する理由の□に「レ」を記入するか黒塗りしてください)

- 従業員がいないため（個人事業主で、事業主しかいない場合、または法人で取締役のみの事業所で構成される場合、等）
- 出向者のみで構成されており、出向元で加入しているため
- その他（理由を枠内に記入してください）

※ 従業員を1人以上使用しているすべての事業所に加入義務があります。

(詳細は、労災保険関係についてはお近くの労働基準監督署、雇用保険関係や被保険者となるかのお問い合わせ等についてはお近くの公共職業安定所までご確認ください)

2 健康保険及び厚生年金保険に加入義務のない理由

(該当する理由の□に「レ」を記入するか黒塗りしてください)

- 常時使用する従業員が5人未満の個人の事業所のため
- 出向者のみで構成されており、出向元で加入しているため
- その他（理由を枠内に記入してください）

※ 法人の事業所の場合、または個人の事業所で常時5人以上の従業員を使用している場合は加入義務があります。(詳細はお近くの年金事務所までご確認ください)

* 上記理由を確認する書類の提出をお願いする場合があります。

令和7年度 県税徴収促進広報宣伝委託事業 企画提案提出チェックリスト

業者名:

チェック項目			提出日:	書類確認事項・特記事項 ※企画提案書提出期限:令和7年9月1(月)正午	
企画提案書	正	1部			
		表紙に社名			
		会社概要			
		作業スケジュール表			
		類似事業受託実績表			
	副	5部			
		社名なし			
		会社概要なし			
		社名がわかる記載なし			
見積書	正	1部			
		知事宛て			
		社名・代表者名・代表者印			
	副	5部			
		社名・代表者名・代表者印なし			
誓約書	様式1	日付、住所、法人名、代表者名、社判押印		○様式1に下記別添1～4を添付のこと ※コンソーシアムの場合は構成員すべて提出要	
	別添-1 各納税証明書 (発行3ヶ月以内)	県税(都道府県税)		○県税、地方消費税及び市町村税の滞納有無確認	
		税務署(消費税・地方消費税)			
		市町村税(市町村税)			
	別添-2	各領収書等 (領収印・申請者名記入)	労働保険料納入済証明 (申請日直近日付領収印)		○労働保険の加入有無確認書類 (例) ・労働局からの領収済通知書(領収印あるもの) ・納付書・領収証書(領収印あるもの) ・口座振替結果のお知らせ(申請者名の記入あるか) ・労働保険事務組合からの領収書等 ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
	別添-3		厚生年金・健康保険料納入済証明 (申請日直近日付領収印)		○健康保険・厚生年金保険の加入有無確認書類 (例) ・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書 ・納付書・領収証書(領収印あるもの) ・領収済通知書(領収印あるもの) ・社会保険料納入証明書 ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
別添-4		様式1-2 (社会保険加入義務が無い場合)		○社会保険に加入義務が無いことについての申出書	

※ 担当者の名刺を1提供願います。

令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業企画 提案仕様書

1 事業名：令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業

2 事業期間：令和7年9月19日から令和8年1月31日まで

3 見積額：358万円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 事業目的

県税の納期内納付及び自主納付を促進するための広報並びに税の公平・公正を確保するための取組に関する広報を実施することにより、県民の納税意識の高揚を図り、もって自主財源の確保に資することを目的とする。

5 業務内容及び企画提案における留意事項

(2)から(12)までに掲げる業務について、見積額の範囲内で企画し、提案すること。なお、広報の対象は県民一般とし、提案するデザイン、文言等は県民に受け入れやすいものとする。

企画提案書は、A4サイズで統一し、(1)から(12)の順に綴ること。

(1) 本件広報の考え方、方針

本件事業の実施に当たっての基本的な方針や考え方を示すこと。

また、次の(2)から(11)の実施については、別添のキャラクターを使用したデザインとすること。（キャラクターは、イラストレーター用データを提供するので、各自加工願います。）

(2) 徴収強化月間（11月1日から12月26日までを期間とする、県及び市町村合同の徴収強化月間。以下同じ。）用ポスターの制作及び配布

① 規格、枚数

ア 規格 A2サイズ、片面カラー刷り

イ 枚数 基本枚数に、独自に提案する配布先への配布枚数を加えた枚数（基本枚数は、令和7年8月12日までに税務課ホームページに掲載する。）

② デザイン

ア (3)のチラシ及び(6)のポスターとは別のデザインとすること。

イ 徴収強化月間中であることがわかりやすく伝わるデザインとすること。

ウ 提案のあったデザインは、県と協議のうえ、一部変更することがある。

③ 納品先

沖縄県総務部税務課、那覇・コザ・名護県税事務所、自動車税事務所、宮古・八重山事務所県税課及び県内各市町村とする。

④ 掲示箇所

ア 県庁舎内並びに那覇・コザ・名護県税事務所、自動車税事務所、宮古・

八重山事務所県税課その他の沖縄県出先機関（学校、警察署及び運転免許センターを含む。）庁舎内

イ 国税務署（県内）

ウ 県内金融機関（郵便局は含まない。）

エ アからウに掲げる箇所以外の箇所を提案すること。

⑤ 納品（配布）期限

令和7年10月17日（金）

(3) 徴収強化月間周知用チラシの制作及び配布

① 規格、枚数

ア B5サイズ、両面カラー刷り（裏面は、各県税事務所及び市町村の徴収担当部署の連絡先を記載すること。）

イ 枚数は、令和7年8月12日に税務課ホームページに掲載する。

② デザイン

ア (2)及び(6)のポスターとは別のデザインとすること。

イ 徴収強化月間中であることがわかりやすく伝わるデザインとすること。

ウ 催告書に同封するなど、滞納者向けに使用することを想定すること。

エ 提案のあったデザインは、県と協議のうえ、一部変更することがある。

③ 納品先

那覇・コザ・名護県税事務所、自動車税事務所、宮古・八重山事務所県税課及び県内各市町村とする。

④ 納品（配布）期限

令和7年10月17日（金）

(4) 徴収強化月間周知用のぼりの制作及び配布

① 規格、枚数

ア 規格 W600×H1800サイズ

イ 枚数 6事務所×5枚=30枚（ポール込み）※別紙参照

② デザイン

ア 徴収強化月間中であることがわかりやすく伝わるデザインとすること。

イ 提案のあったデザインは、県と協議のうえ、一部変更することがある。

③ 納品先

那覇・コザ・名護県税事務所、宮古・八重山事務所県税課及び自動車税事務所とする。

④ 納品（配布）期限

令和7年10月20日（月）

(5) 公売会周知用のぼりの制作及び配布

① 規格、枚数

ア 規格 W600×H1800サイズ

イ 枚数 3事務所×2枚=6枚（ポール込み）※別紙参照

② デザイン

ア 公売会開催中であることがわかりやすく伝わるデザインとすること。

イ 提案のあったデザインは、県と協議のうえ、一部変更することがある。

- ③ 納品先
コザ県税事務所、名護県税事務所及び八重山事務所県税課とする。
 - ④ 納品（配布）期限
令和7年10月14日（火）
- (6) 個人住民税の納期内納付促進ポスター制作及び配付（強力マグネット式：自動車貼付用。）
- ① 規格、枚数
 - ア 規格 A2サイズ、片面カラー刷り
 - イ 枚数 6事務所×2枚=12枚
 - ② デザイン
 - ア (2)ポスター及び(3)のチラシとは別のデザインとすること。
 - イ 個人住民税の普通徴収の納期限の周知・納付促進を促すデザインとすること。
 - ウ 提案のあったデザインは、県と協議のうえ、一部変更することがある。
 - ③ 納品先
那覇・コザ・名護県税事務所、自動車税事務所、宮古・八重山事務所県税課とする。
 - ④ 納品（配布）期限
令和7年10月17日（金）
- (7) 徴収強化月間のラジオコマーシャルの制作及び放送（宮古・八重山を含む。）
- ① 放送内容
県及び市町村合同の徴収強化月間中であることの周知
 - ② 放送時間帯、放送回数等
 - ア 徴収強化月間中（11月から12月まで）の放送とすること。
 - イ 多くの県民が視聴できる時間帯及び放送回数を提案すること。
- (8) 個人住民税の広報アナウンス音源の制作及び配付
- ① 公用車や施設内放送を利用して個人住民税の特別徴収の推進、普通徴収の納期限の周知、口座振替の案内及び納付促進の広報アナウンス音源の制作及び配付。
 - ② アナウンス 60秒程度
 - ③ 製作物 SDカード7枚
 - ア SDカード : 2G以内（SDHC等は不可）
 - イ ファイル形式：mp3
 - ④ 配布先 沖縄県総務部税務課、那覇・コザ・名護県税事務所、自動車税事務所及び宮古・八重山事務所県税課とする。
 - ⑤ 令和7年10月17日（金）
- (9) 新聞紙面広告掲載（宮古・八重山を含む。）
- ① 広告内容
 - ア 徴収強化月間中及びであることの広報（デザインを提案すること。）
 - イ 合同公売の開催に関する広報（デザインを提案すること。）

※ 不動産の合同公売を、コザ県税事務所において、令和7年10月15日（水）から同年10月17日（金）までの3日間で実施する。

ウ 提案のあったデザインは、県と協議のうえ、一部変更することがある。

② 掲載する新聞名並びに掲載の回数、サイズ及び箇所

ア ①のア（徴収強化月間）及びイ（合同公売の実施）について、掲載する新聞名並びに掲載の回数、サイズ及び箇所を提案すること。

③ 掲載時期

ア ①のア（徴収強化月間）は、11月から12月までの間とする。

イ ①のイ（合同公売の開催）は、10月とする。

(10) インターネットを活用した広報

① 広告内容

ア 徴収強化月間中であることの広報（デザインを提案すること。）

イ 合同公売の開催に関する広報（デザインを提案すること。）

ウ 提案のあったデザインは、県と協議のうえ、一部変更することがある。

② 広告の方法、回数等

多くの県民が視聴できる方法、回数等を提案すること。

③ 広告の時期

ア ①のア（徴収強化月間）は、11月から12月までの間とする。

イ ①のイ（合同公売の開催）は、10月とする。

(11) 独自の企画による広報

(2)から(8)までの他、見積額の範囲内で、納期内納付、徴収強化月間等の周知に関する独自の企画を提案すること。

(12) その他

作業スケジュール表及び類似事業受託実績表を作成すること。

6 著作権

(1) 本件事業の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属し、沖縄県の許可を得ずに公表し、貸与し、又は使用してはならないこと。

(2) 本件事業の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利を侵害した場合には、受託者の責任と費用をもって処理すること。

7 その他

(1) 本件事業の実施に当たっては、随時、沖縄県総務部税務課と調整し、その確認を得ること。

(2) 本仕様書に示されていない事項については、質問等に応じ、その都度、提示する。



■強化月間周知用のぼり(600x1800mm)



■公売会周知用のぼり(600x1800mm)



令和7年度 県税徴収のための広報宣伝委託事業 広報スケジュール表

	10月			11月			12月			1月			2月			3月			備考
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
				徴収強化月間															
ポスター・チラシ (個人県民税の納期内納付 ポスター) 制作・配布	納品 (中旬頃)			使用期間 10月中旬～12月末															ポスターの配布やチラシの発送を 10月中旬頃から開始したい。
のぼり 制作・配布	納品 (中旬頃)			使用期間 10月中旬～1月末															のぼりの配布を10月中旬頃から開 始したい。
ラジオCM				広報期間 11/1～12/28															
新聞広告				広報期間 契約締結～1/31 ※掲載回数、掲載箇所及びサイズは指定なし。															広告内容 ○徴収強化月間 ○納期内納付推進 ○公売広報 ※1 不動産合同公売 (入札期間: 10/15～10/18)
IT広告	※1			広報期間 契約締結～1/31															
独自提案				広報期間(提案内容により実施時期は要調整)															

令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業企画提案に係る質疑応答（過去に質問のあった項目）

No.	区分	質問内容	回答
1	その他	書類審査及び企画提案競技に係る審査員の簡単な職位役職や略歴等をお教えてください	審査員の職位や役職等については、審査要領で定めているため、公表していません。
2	その他	未納についての原因等、また未納されている方の事象などをお教えてください。	未納となるケースは様々な要因があります。 未納の原因等について、特別に調査等をしておりません。
3	チラシ・ポスター	ポスター以外の掲示物で提案することは可能でしょうか？	仕様書5(1)独自の企画による広報として、提案可能です。
4	チラシ・ポスター	折り曲げ、丸めたりしての梱包は可能でしょうか？	納品形態については、特段の指定は無く、ポスターを折り曲げて納品してもかまいません。
5	ラジオコマーシャル・新聞広告・インターネット広報について	Q1 （徴収強化月間）の公告の期間について Q2 （合同公売）の期間について Q3 広告に使用する遷移先のURLをご教示いただけますでしょうか？	A1 徴収強化月間は、11月1～12月28日となっています。（仕様書5(2)参照） A2 不動産合同公売は、令和7年10月15日（水）から同年10月17日（金）までの3日間で実施となっています。（仕様書5(7)①イ※参照） 広告の時期については、各自の企画提案になりますので、ご検討ねがいます。 A3 県税務課ホームページ内に下記2つのページを当課にて作成することとしています。 ①不動産合同公売ページ（掲載期間：10月上旬～11月予定） ②徴収強化月間ページ（掲載期間：10月下旬～12月予定） その上でインターネットを活用した広報（SNSを含む）についてご提案ください。
6	チラシ・ポスター	（ポスター）市町村用～自治会用、（チラシ）催告用～自治会用と1カ所につき内訳が4つありますが、用途ごとに仕分けし納品という認識でしょうか？または1カ所にまとめて納品でしょうか？	送付先は、各市町村（自治会用含む）、各県税事務所及び税務課へそれぞれの枚数を送付願います。納品形態については、特段の指定はなく、 <u>ポスターを折り曲げて納品してもかまいません。</u>
7	のぼりの制作及び配付について	(4) 徴収強化月間周知用のぼりの制作及び配布* ③納品先 >> 那覇・コザ・名護県税事務所、*宮古・八重山事務所*県税課及び自動車税事務所とする。 *Q1 *宮古・八重山事務所にもポールの配送が必要でしょうか？	A1 宮古・八重山事務所にもポールの送付は必要です。
8	チラシ・ポスター	チラシを納品する際は、B5サイズのまま納品してよろしいでしょうか。それとも折り加工が必要でしょうか。	B5サイズのままの納品をお願いします。

令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業企画提案に係る質疑応答（過去に質問のあった項目）

No.	区分	質問内容	回答
9	新規項目	新たに追加された項目があるのか。	仕様書 5(6) 個人住民税の納期内納付促進ポスター制作及び配付 (強力マグネット式：自動車貼付用。) 仕様書 5(8) 個人住民税の広報アナウンス音源の制作及び配付 については、今年度新規に追加しています。
10	個人住民税とは	個人住民税とは、	個人県民税と市町村民税は、あわせて一般に「個人住民税」と呼ばれています。 県民税の均等割と所得割については、1月1日現在、県内に住んでいる方が課税の対象で、各市町村が県民税と市町村民税とを合わせて課税及び徴収を実施しています。
11	個人県民税の徴収対策は	個人県民税の沖縄県の徴収対策とは。	個人県民税の徴収対策には、各市町村における積極的な取組が必要不可欠（各市町村が県民税と市町村民税とを合わせて課税及び徴収を実施している。）であることから、その促進を図るため、各県税事務所の管轄区域ごとに設置している「個人住民税徴収対策協議会」を活用して、市町村との積極的な連携を図っています。 ○ 県税組織としては、県の税務職員を市町村の税務職員として併任発令することによる滞納整理の支援、・県税事務所長と市町村長の連名による共同催告、・巡回や電話相談による業務支援、などを行っています。 ○ また、企画部と連携して「沖縄県市町村税徴収対策支援本部」を設置しており、市町村長等との意見交換や研修の開催、「県税市町村税徴収強化月間」の設定のほか、差し押さえた土地や建物の合同公売を市町村と合同で行うなど、市町村の徴収対策を広く支援しています。
11	特別徴収及び普通徴収	Q1 特別徴収とはどういったものか。 Q2 普通徴収とはどういったものか。	A1 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引き）、納入していただく制度です。 事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。 A2 自営業者や給与所得以外の所得者がお住いの市町村から送付される納付書を使って住民税を納める方法です。年に4回（6月、8月、10月、1月）に分けて納付します。

令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業契約書（案）

沖縄県総務部税務課
令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業契約書

沖縄県（以下「甲」という。）と〇〇 代表取締役 ××（以下「乙」という。）は、県税の納期内納付及び自主納付を促進するための広報並びに税の公平・公正を確保するための取組に関する広報を行うための事業を、甲が乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（名称及び委託期間）

第1条 委託する事業の名称及び委託期間は、次のとおりとする。

- 2 委託事業の名称：令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業
- 3 委託期間：契約締結日から令和8年1月31日まで

（委託業務の内容）

第2条 乙は、令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業企画提案公募実施要領（以下「実施要領」という。）の規定により提出した企画提案書に基づき、令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業を実施するものとする。

（委託料）

第3条 甲は、委託料として、乙に対し、金 _____円（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額（取引に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額をいう。）は、 _____円とする。）を支払うものとする。

（委託料の支払方法）

第4条 乙は、委託事業の終了後、甲の検査に合格した場合に限り、委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払の請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 乙は、委託業務の完了前に、業務の既済部分に対する委託料相当額の10分の9に相当する額を超えない範囲で部分払いを請求することができる。
- 4 甲は、前項の請求があった場合は、遅滞なく検査を行い、甲の検査に合格した場合に限り、前項の支払い請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証は沖縄県財務規則第101条第2項第3号の規定に基づき免除とする。

（制作著作権）

第6条 この契約に基づいて制作されたものの著作権は、甲に属し、乙は甲の許可なくしてこれを販売し、又は再び放送してはならない。

（調査等）

第7条 甲は、委託事業の処理状況について随時調査し、又は乙に対して必要な報告を求め、若しくは指示することができる。

(完了報告)

第8条 乙は、事業が完了したときは、遅延なく事業完了報告書を甲に提出し、その検査を受けなければならない。

(紛争の解決)

第9条 甲は、第7条の規定により乙に指示した内容については、その一切の責任を負うものとし、万一これにより第三者に影響を及ぼした場合は、責任をもってこれを解決するものとする。ただし、乙が甲の指示に違反し、又は過失若しくは怠慢により第三者に影響を及ぼしたときは、乙が、責任をもってこれを解決するものとする。

(履行遅延の場合の違約金)

第10条 乙の責に期すべき事由により、甲が指定した期日までに成果物を納入することができないときは、乙は、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し年2.5パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(再委託の制限)

第11条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、実施要領に基づき企画提案書を提出した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときには、その10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

5 乙は、前項の規定により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第12条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第13条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

- (2) 前号の者ごとに実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、履行期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由がなく契約締結後から10日以内に委託業務に着手しないとき。
 - (3) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (4) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (8) 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により委託契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの委託契約が解除された場合において、乙はこれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求できないものとする。

(不当介入に関する通報及び報告)

第15条 乙は、本契約に関して、自らが、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察へ捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約違反の処置)

第16条 乙が前各条の規定に違反した場合の処置については、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

- 2 乙が前各条に違反し、又は過失若しくは怠慢により、甲に著しい損害を与えたと認められる場合は、前項の規定にかかわらずこの契約を解除することができる。

3 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、甲は、その責任を負わないものとする。

(契約不適合責任)

第17条 納入された成果物が本契約の仕様に適合しないものであるとき（以下「不適合」という。）は、当該不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものである時を除き、甲は乙に対し、成果物の補修等の履行の追完を請求することができる。

2 前項に基づく請求期間は第1条の契約期間満了から起算して1年間とする。

3 第1項の規定に基づく不適合に起因して甲が実際の通常かつ直接の損害を被った場合、甲は乙に対し、当該損害の直接の原因となった本件委託業務の料金相当額を上限として、当該損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰すべきことができない事由から生じた損害及び逸失利益については、乙は賠償責任を負わないものとする。

(協議)

第18条 前各条のほか、この契約に関して疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年9月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号沖縄県
沖縄県知事

乙 (住所) (名称)
代表取締役